



# 山形県公報

平成18年8月1日(火)  
第1763号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

|                                  |          |      |
|----------------------------------|----------|------|
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....      | (森林課)... | 1095 |
| 同.....                           | (同)      | 同    |
| 同.....                           | (同)      | 1096 |
| 同.....                           | (同)      | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局)    | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告示

|                                                                               |      |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 1097 |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|

### 公告

|                         |                  |      |
|-------------------------|------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (庄内総合支庁企画振興課)... | 同    |
| 監査結果の公表.....            | (監査委員)           | 1098 |

### 正誤

## 告示

#### 山形県告示第767号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成18年8月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所  
米沢市万世町刈安字日陰沢23810(国有林)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため

#### 山形県告示第768号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成18年8月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町大字川ノ内字小松倉山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第769号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成18年 8月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
酒田市草津字湯ノ台(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 3 保安林解除の理由  
用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第770号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成18年 8月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
酒田市北青沢字大俣(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示771号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 8月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年 8月告示第703号)の一部を次のように改正する。

|       |       |                 |     |     |   |
|-------|-------|-----------------|-----|-----|---|
| 別表第6中 | 作谷沢支店 | 大字築沢字判屋276番地    | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
|       | 相模支店  | 大字根際字要害1095番地の3 | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|       |              |     |     |       |
|-------|--------------|-----|-----|-------|
| 作谷沢支店 | 大字築沢字判屋276番地 | 〃 〃 | 〃 〃 | に改める。 |
|-------|--------------|-----|-----|-------|

附 則

この規程は、平成18年9月11日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第98号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成18年8月1日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

「米沢市 米沢市山上基幹集落センター を「米沢市 公営住宅吾妻町集会所」に改め、「 〃 米沢市ふれあいプラザ 」を削り、「 〃 米沢市営八幡原体育館 」を

- 「 〃 米沢市営八幡原体育館
- 〃 米沢市西部コミュニティセンター
- 〃 米沢市南部コミュニティセンター
- 〃 米沢市愛宕コミュニティセンター
- 〃 米沢市広幡コミュニティセンター
- 〃 米沢市塩井コミュニティセンター
- 〃 米沢市窪田コミュニティセンター
- 〃 米沢市田沢コミュニティセンター
- 〃 米沢市山上コミュニティセンター
- 〃 米沢市上郷コミュニティセンター
- 〃 米沢市南原コミュニティセンター
- 〃 米沢市南原コミュニティセンター関分館」

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年8月1日

山形県知事

齋

藤

弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ゆきやなぎ
  - (2) 代表者の氏名  
大類 トミコ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市青柳町40番地5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者に対して住居とケアサービスを提供する、グループホーム青柳下宿等を運営する事業を行い、入居者が地域での自立生活を実現していく事を援けて、地域在宅精神障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成18年4月から平成18年6月まで実施した平成17年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成18年8月1日

|         |    |   |   |   |
|---------|----|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐藤 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田  | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加  | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱  | 田 | 宗 | 一 |

## 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関46箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|------------|-------------|------|
| 庄内職業能力開発センター            | 平成18年4月24日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 小国高等学校                  | 平成18年4月24日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 小国警察署                   | 平成18年4月24日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 酒田東高等学校                 | 平成18年4月25日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 酒田工業高等学校                | 平成18年4月25日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 酒田警察署                   | 平成18年4月25日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 産業技術短期大学庄内校             | 平成18年4月25日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 工業技術センター                | 平成18年4月25日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 高度技術研究開発センター            | 平成18年4月25日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 農業総合研究センター<br>農業生産技術試験場 | 平成18年4月25日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 村山教育事務所                 | 平成18年4月25日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 鶴岡警察署                   | 平成18年4月26日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 庄内教育事務所                 | 平成18年4月26日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 農業総合研究センター<br>畜産試験場養豚支場 | 平成18年4月26日 | 佐藤委員        | 加藤委員 |
| 最上教育事務所                 | 平成18年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 新庄警察署                   | 平成18年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 新庄神室産業高等学校              | 平成18年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 農業大学校                   | 平成18年4月26日 | 田辺委員        | 濱田委員 |
| 保健医療大学                  | 平成18年5月23日 | 加藤委員        |      |

|                                  |            |      |      |
|----------------------------------|------------|------|------|
| 河 北 病 院                          | 平成18年5月23日 | 加藤委員 |      |
| 村 山 地 区 水 道 事 務 所                | 平成18年5月23日 | 加藤委員 |      |
| 米 沢 女 子 短 期 大 学                  | 平成18年5月23日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 網 木 川 夕 ム 建 設 事 務 所              | 平成18年5月23日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 置 賜 教 育 事 務 所                    | 平成18年5月24日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 南 部 発 電 管 理 事 務 所                | 平成18年5月24日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 南 部 地 区 発 電 建 設 事 務 所            | 平成18年5月24日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 置 賜 地 区 水 道 事 務 所                | 平成18年5月24日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 大 阪 事 務 所                        | 平成18年5月25日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 東 京 事 務 所                        | 平成18年5月25日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 名 古 屋 事 務 所                      | 平成18年5月26日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー<br>畜 産 試 験 場 | 平成18年6月13日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 最 上 地 区 水 道 事 務 所                | 平成18年6月13日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 置 賜 総 合 支 庁 総 務 企 画 部            | 平成18年6月13日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 置 賜 総 合 支 庁 保 健 福 祉 環 境 部        | 平成18年6月13日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 置 賜 総 合 支 庁 産 業 経 済 部            | 平成18年6月13日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 置 賜 総 合 支 庁 建 設 部                | 平成18年6月13日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 中 央 病 院                          | 平成18年6月14日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| が ん ・ 生 活 習 慣 病 セ ン タ ー          | 平成18年6月14日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 救 命 救 急 セ ン タ ー                  | 平成18年6月14日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 米 沢 警 察 署                        | 平成18年6月14日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 山 形 警 察 署                        | 平成18年6月14日 | 田辺委員 | 加藤委員 |
| 庄 内 地 区 水 道 事 務 所                | 平成18年6月14日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 鶴 岡 病 院                          | 平成18年6月14日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |

|                           |             |      |      |
|---------------------------|-------------|------|------|
| 北 部 発 電 管 理 事 務 所         | 平成18年 6月14日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 日 本 海 病 院                 | 平成18年 6月15日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |
| 庄 内 地 区 水 道 事 務 所 平 田 支 所 | 平成18年 6月15日 | 佐藤委員 | 濱田委員 |

第 2 監 査 結 果

(1) 指 摘 事 項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

ア 河北病院

(ア) 業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っているものがある。

(2) 注 意 事 項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 支 出

(ア) 赴任旅費の支給額が誤っているものがある。(庄内地区水道事務所)

(イ) 旅費の支給が遅延しているものがある。(置賜総合支庁保健福祉環境部)

(ウ) 旅費負担の取扱いに適切さを欠くものがある。(中央病院)(がん・生活習慣病センター)(救命救急センター)

(エ) 勤勉手当の支給額が誤っているものがある。(農業大学校)

(オ) 支払い事務の遅延により遅収加算金を発生させたものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

(カ) 未請求を理由に工事代金の支払いが遅延しているものがある。(庄内地区水道事務所)

イ 契 約

(ア) 建設工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証手続が取られていないものがある。(新庄神室産業高等学校)(置賜総合支庁総務企画部)

ウ 補 助 金

(ア) 補助金の交付事務において、実績報告から額の確定まで6ヵ月以上経過しているものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

正 誤

| 発行年月日       | 県 公 報 番 号 | ペー ジ | 行  | 誤                                                   | 正                                                                                           |
|-------------|-----------|------|----|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成18. 7. 25 | 第1761号    | 1081 | 26 | (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 | (ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合 |
| 同           | 同         | 1084 | 23 | (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 | (ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合 |